



## Contents

- P 2 仮想通貨交換業者等に対する行政処分等について
- P 3 企業の皆さま、ご存じでしたか？振込が便利になります！
- P 4 マネーローンダリング及びテロ資金供与対策について
- P 5 金融庁の中小企業・小規模事業者に対する施策について
- P 7 つみたて NISA セミナーについて
- P 8 ICGN-IIRC 東京コンファレンス 2018「長期的な価値創造に向けて」が開催されました。
- P 10 皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
- P 15 お知らせ

## 仮想通貨交換業者等に対する行政処分等について

### (1) 仮想通貨交換業者等に対する行政処分

平成 30 年 1 月 26 日（金）、コインチェック株式会社（登録申請中のみなし仮想通貨交換業者。以下、「当社」）において、当社が保有していた仮想通貨（NEM）が不正に外部へ送信された事故が発生したことを踏まえ、金融庁では仮想通貨交換業者及びみなし仮想通貨交換業者（以下、「業者」）に対し、システムリスク管理態勢に関する報告命令を行うとともに、順次、立入検査を行っています。

3 月 8 日（木）、これまでの検査において、利用者保護の観点からシステムリスク管理や顧客資産の分別管理などに問題が認められた業者に対し、以下のとおり行政処分を実施しました。

#### 【業務改善命令】

（仮想通貨交換業者）

GMO コイン株式会社、テックビューロ株式会社

（みなし仮想通貨交換業者）

コインチェック株式会社、バイクリメンツ株式会社、株式会社ミスターエクステンジ

#### 【業務停止命令及び業務改善命令】

FSH0 株式会社、ビットステーション株式会社

また、改めて、昨年 9 月に金融庁・消費者庁・警察庁の連名で実施した以下の注意事項などについて、行政処分の公表に併せて周知しています。

- ・金融庁が仮想通貨の価値を保証したり、推奨したりするものではないこと
- ・仮想通貨は法定通貨ではないことや突然無価値になるリスクがあること
- ・仮想通貨に関する取引を行う際は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者かどうかを確認すること

### (2) 無登録業者に対する対応

仮想通貨交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた業者でなければ、行ってはならないこととされています。金融庁では、無登録で仮想通貨

交換業を行っていた以下の2業者に対して、警告書を発出しました。

【警告書を発出した業者（警告書の発出日）】

- ①Blockchain Laboratory（2月13日（火））
- ②Binance（3月23日（金））

企業の皆さま、ご存じでしたか？振込が便利になります！

2018年12月（予定）から、銀行の総合振込において、振込に関するさまざまな情報（支払通知番号、請求書番号など）を受取企業に送信することが可能となります。

この仕組みにより振込情報として請求書番号等の商取引に関する情報（商流情報）を添付することが可能となり、売掛金の消込作業の効率化、経理事務負担の軽減が期待されます。

**ZEDI**  
振込が便利になります!

2018年12月(予定)から、総合振込において、さまざまな情報(支払通知番号、請求書番号など)を受取企業に送信することが可能になります! そのお手伝いをするのが「全銀EDIシステム(Zengin EDI system)」(愛称: ZEDI(ゼディ))です。

振込がどう便利になるの?

振込の際に送信できる情報量が増えるよ。

総合振込の際にのフォーマットに設定可能な情報が拡充します

現状: 振込先・金額情報 EDI情報(26桁まで) 情報量がドーンと増えます!

今後: 振込先・金額情報 拡充されたEDI情報(XML電文)

取引情報や受発注情報等の設定が可能

EDI情報: 支払企業から受取企業に伝達するメッセージ。支払企業側が設定  
XML電文: 電文の長さなどを柔軟に設計・変更することが可能な電文方式

〈全銀EDIシステム構築の背景〉  
未来投資戦略2017  
全銀EDIの活用を促した「企業の成長力強化のためのFinTechアクションプラン」により、財務・決済プロセス全体の一掃した高度化を促す。  
※「全銀EDI」の有効活用による企業・国民生活の発展のため、金融機関におけるXML電文の活用について、2018年度のXMLシステム構築計画(第1期)に盛り込まれている。

どのように便利になるのか? お客様がご利用された場合のメリットは? 裏面をご覧ください。

情報の拡充により、経理関係事務を効率化

お金を受取る企業(受取企業) お金を振り込む企業(支払企業)

現状: 関係会社とのやり取りが煩雑で、請求書から振込の前の作業が必要。会社ごとにその内容が異なるため、手作業での入力が必要。消込作業に膨大な時間とコストがかかる。振込先企業からの問合せ対応が大変!

今後: EDI情報が活用されることで、関係会社とのやり取りがスムーズになり、請求書のやり取りが楽になる。消込作業が効率化。問合せへの対応負担が軽減。

売掛金の消込作業が効率化 問合せへの対応負担が軽減

受取企業と支払企業の双方において、生産性向上や人手不足解消につながります。

将来的なEDI情報の活用策

【メリット】 電子納税としての利用  
電子納税のメリット

【メリット】 取引金融機関による新たなサービスの提供  
取引金融機関による新たなサービスの提供

【メリット】 取引金融機関による新たなサービスの提供  
取引金融機関による新たなサービスの提供

ZEDIを利用するには...

現在の振込方法  
ATM、銀行窓口、ファクシミリ  
インターネットバンキング、インターネットバンキング

ZEDIに対応した  
インターネットバンキング、インターネットバンキング

もっと詳しく知りたい場合はWebで  
<https://www.zengin.jp/abstract/efors/smooth/>

全銀EDIシステム 検索

金融庁 経済産業省 中小企業庁 全銀銀行協会

将来的な EDI 情報の活用策等、詳細については、[全国銀行協会作成の周知チラシ（別添）](#)や、同協会ホームページの記載（[「全銀 EDI システム」の稼働と金融 EDI の活用](#)）をご確認ください！

## マネーロンダリング及びテロ資金供与対策について

金融庁では、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」について、平成 29 年 12 月 8 日から平成 30 年 1 月 12 日にかけて広く意見の募集を行い、2 月 6 日、いただいたご意見への回答と併せ、確定版の公表を行いました。

このガイドラインは、金融機関等の実効的な態勢整備を促すために、マネロン・テロ資金供与対策に係るリスク管理の基本的考え方を明らかにしたものです。

金融機関等が行うべきマネロン・テロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢や、他の金融機関等の取組みの程度など様々な事情の影響を受けます。例えば、対策を強化した金融機関とそうでない金融機関がある場合、犯罪に関するお金やテロリストに渡すお金を移動したり隠したりしようと考えている者は、対策を強化していない金融機関を使おうとするため、こうした金融機関が犯罪に利用される危険性はさらに高まります。

変化するスピードが加速している現代社会において、犯罪者やテロリスト（支援者含む）の手口も速やかに変化しており、こうした変化に対応するためには、法律等（ルール）が決まってから対応するのでは遅く、実際の危険性（リスク）に応じて対応することが求められます。そのため、マネロン・テロ資金供与リスクを管理するには「リスクベース・アプローチ」（金融機関等が自らマネロン等に係るリスクを特定・評価し、これに見合った低減措置を講ずること）という手法が必要です。

ガイドラインは、この「リスクベース・アプローチ」の考え方や具体的実践方法について記載しました。

マネロン・テロ資金供与に係るリスクが国際的にも高まっていることに照らし、皆様が、金融機関等を利用される場合、今までは聞かれなかったような事項を聞かれたり、求められなかったような資料を求められたりする場合があります。どのような場合に資料等を求めるかどうかは、金融機関自身のリスク判断によるところなので、金融機関ごとに異なります。

もし、金融機関を利用する際、今まで聞かれなかったことを聞かれたりしても、それは、その金融機関がマネロン・テロ資金供与対策に真剣に取り組んでいる証ということでもあり、ご理解をいただきたいところです。

なお、マネロン・テロ資金供与対策に関しても国際機関があり、それは、



FATF (Financial Action Task Force) という組織です。日本は、来年、本当に有効なマネロン・テロ資金供与対策ができているか、FATF の審査を受ける予定です。この審査での評価は世界に向けて公表されるため、この評価が良くないと、さらに我が国金融機関が犯罪者やテロリストに狙われる危険性が生じます。そのような事態を避けるためにも、今、マネロン・テロ資金供与対策に真剣に取り組む必要があると考えております。

金融庁においても、マネロン・テロ資金供与対策については、これまでも様々な施策を行ってきたところですが、以上で述べたような情勢も踏まえ、さらに高度化を図るべく、30年2月1日にマネロンやテロ資金供与対策に係るモニタリングの企画等を行う専門部署である「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」を設置しました。

今後、当庁としても、こうした体制強化を進めながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化に向けた取り組みをさらに進めてまいります。

※ 詳しくは金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)」（平成30年2月6日）および「[マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室の設置について](#)」（平成30年2月2日）にアクセスして下さい。

## 金融庁の中小企業・小規模事業者に対する施策について

年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、金融庁は、去る2月26日（月）に、金融機関等の代表者を招き、「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

その際、越智隆雄副大臣から金融機関等の代表者に対して、年度末の資金需要への対応に加え、事業承継を含む、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に必要なアドバイスやファイナンスの提供、必要に応じた経営人材等の確保といった支援を行うことなどを要請するとともに、検査・監督の見直しや地域活性化に資する業務範囲の拡大等に係る規制緩和等について意見交換を行いました。

あわせて、同日付にて、金融関係団体に対し、年度末の中小企業者等の金融円滑化について、要請を行いました。

## <意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、全国信用保証協会連合会、住宅金融支援機構

また、金融庁では、「経営者保証に関するガイドライン」における経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継を促進させるなどの趣旨を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが重要であると考えており、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みを促しているところです。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

#### I. 保証契約時等の対応

➤以下の経営状況の場合、保証を求めない可能性等を検討

① 法人と経営者の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等

⇒ やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに適切な保証金額の設定に努める

➤既存の保証契約の見直しの申入れ時にも、上記に即して適切に対応

⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

#### II. 保証債務整理手続時の対応

➤一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容

➤残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討

⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

更に、金融庁では、ガイドラインの更なる活用促進を図る観点から、民間金融機関におけるガイドラインの半期毎の活用実績や金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表しているところです。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[報道発表資料](#)」から「[年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について](#)」（平成 30 年 2 月 26 日）および「[政策・審議会等](#)」の中の「[『経営者保証に関するガイドライン』の積極的な活用について](#)」にアクセスして下さい。

## つみたて NISA セミナーについて

2 月 26 日（月）、金融庁では「職場つみたて NISA」の一環として、「つみたて NISA セミナー」を開催し、職員約 130 名が参加しました。



【「職場つみたて NISA」の意義等を説明する村井英樹政務官】



【セミナーの様子】

### ○職場つみたて NISA とは

本年 1 月からスタートした「つみたて NISA」は、少額からの長期・積立・分散投資に特化した、投資未経験者が資産形成を始めるのに適した制度です。

もっとも、投資未経験者の約 8 割は、「資産形成のためには、有価証券による投資は不要」と考えている（金融庁アンケート）など、「つみたて NISA」を広く家計に普及させることは決して簡単なことではありません。

そこで、投資に関心の薄い方が、身近な環境の中で資産形成について考えるきっかけを得られるよう、各府省庁、地方自治体、更には民間企業における普及も視野に、まず「隗より始めよ」ということで、金融庁自ら「職場つみたて NISA」を率先して導入しました。

### ○職場つみたて NISA への期待

「つみたて NISA セミナー」に参加した職員からは、「活用してみたい（50%）」、「活用を検討したい（39.7%）」など、約 9 割から前向きな意見を得ました。このように、身近な環境で資産形成について考える一つ

の重要なカギとなるのが、「職場」です。こうした職場を活用した取組みが、日本全国で広がることを期待しています。

※ 詳しくは、「[金融庁における「職場つみたて NISA」の導入について](#)」（平成 29 年 10 月 20 日）および「[金融庁における「職場つみたて NISA」の取扱規程等の公表について](#)」（平成 29 年 12 月 26 日）にアクセスしてください。

ICGN-IIRC 東京コンファレンス 2018「長期的な価値創造に向けて」が開催されました。

2月28日・3月1日の2日間、ICGN（注1）及び IIRC（注2）の2つの国際団体の主催により、マンダリンオリエンタル東京（東京都中央区）において、コーポレートガバナンスや企業による情報提供に関する国際カンファレンスが開催されました。

当該カンファレンスの開催に当たっては、日本公認会計士協会及び日本取引所グループが共催し、金融庁、経済産業省も後援しています。

冒頭の基調講演では、越智隆雄副大臣が、「金融庁として、企業の情報開示の充実や、コーポレートガバナンスの向上を促していくことにより、日本の資本市場の魅力をもっと高めていきたい。」とのスピーチをしました。

※ スピーチ内容の詳細については、金融庁ウェブサイトの「[講演等](#)」の中の「[平成 30 年 2 月 28 日 ICGN-IIRC 東京コンファレンス 2018 挨拶](#)」をご覧ください。



【基調講演の様子】



【スピーチをする越智隆雄副大臣】

その後、各セッションにおいて、日本の企業経営者、国内外の機関投資家や関係当局等が登壇し、コーポレートガバナンス改革を巡る課題などに



ついて、議論が行われました。

- (注1) ICGN (International Corporate Governance Network : 国際コーポレートガバナンス・ネットワーク) は、1995年に設立された、機関投資家等から成る国際団体(本部: ロンドン)。コーポレートガバナンスに関する原則等を策定。
- (注2) IIRC (The International Integrated Reporting Council : 国際統合報告評議会) は、2010年に設立された、投資家、企業、会計士等から成る団体(本部: ロンドン)。企業が財務情報と非財務情報を統合的に示す「統合報告」に関するフレームワークを策定。

## 皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

### ○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

### ○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証券）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

● 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

● 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



[「ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～」](#)（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

**「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意**

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

### 金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

### 「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、

- その信用力などが保証されているものではありません。
- 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
- 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）



これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

**電話（ナビダイヤル）：0570-016811**

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X : 03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

**直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）**

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、  
あなたの情報提供を  
待っています。

相場操縦  
インサイダー取引  
投資詐欺  
金融商品の不適切な勧誘  
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909  
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区豊が丘3-2-1 中央会館庁舎第7号館 FAX:03-5251-2136  
 証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

**SESC** 証券取引等監視委員会  
 Securities and Exchange Surveillance Commission  
 "for investors, with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン  
<https://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>  
 直 通：03-3506-6627  
 電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口  
<https://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>  
 直 通：03-3581-9854  
 F A X：03-5251-2198  
 電子メール：koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

# お知らせ

## 金融行政モニターについて

### 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

### 目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見を言うことは難しいところとご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

(敬称略)

井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁 百合	（株）日本総合研究所 副理事長
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山 高生	東京経済大学経営学部教授
和仁 亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

### 窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者  
シンクタンク

金融機関及び  
その職員

金融庁に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、  
直接ご意見等の提出を望む場合

#### 金融行政ご意見受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）  
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：

〒100-8967

東京都千代田区霞ヶ関3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

#### 金融行政モニター受付窓口

URL : <https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

## 中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

- 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。
  - ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
  - ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
  - ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容
- 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。
- ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。  
《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

## 東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

### ◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

### ◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <https://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)





## メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
証券取引等監視委員会	<a href="#">「メールマガジン配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
公認会計士・監査審査会	<a href="#">「新着情報メール配信サービス」</a>	<a href="#">Subscribing to E-mail Information Service</a>
調達情報	<a href="#">「調達情報メール配信サービス」</a>	—

